別表第1 (第5条関係)

(平30告示100·一部改正)

補助項目	補助事業者の住所地	補助金の額	
住所地から指宿	熊本県又は宮崎県	2,500円	
市までの交通費	福岡県,佐賀県,長崎県又は大分県	5,000円	
	鳥取県,島根県,岡山県,広島県,山口県,香川	7,500円	
	県,徳島県,愛媛県又は高知県		
	三重県,滋賀県,京都府,大阪府,兵庫県,奈良	10,000円	
県,和歌山県又は沖縄県			
	新潟県,富山県,石川県,福井県,山梨県,長野	12,500円	
	県,岐阜県,静岡県又は愛知県		
	茨城県,栃木県,群馬県,埼玉県,千葉県,東京都	15,000円	
	又は神奈川県		
	青森県,岩手県,秋田県,宮城県,山形県又は福島	17,500円	
	県		
	北海道その他の居住地	20,000円	
指宿市内での滞	鹿児島県外	1泊につき	
在費		2,500円	

別表第2 (第21条関係)

転入していた期間	返還金の割合
1 年未満	5分の5
1年以上2年未満	5分の4
2年以上3年未満	5分の3
3年以上4年未満	5分の2
4年以上5年未満	5分の1